

令和 3年11月18日

愛西市長 日永貴章 殿  
愛西市議会議長 島田 浩 殿

## 要 望 書

愛西市北河田町郷前 [REDACTED]  
TEL 056 [REDACTED]

私は、れんこん村のわくわくネットワークに賃貸物件を貸している家で、[REDACTED]と申します。私は、長屋をれんこん村のわくわくネットワーク（以下「れんこん村」）に賃貸する以前から、この住宅を複数の個人に賃貸しておりました。

### 1. 私が農地法違反を知るに至った経緯

今年11月初、れんこん村から「借家の入り口部分が農地法違反とのことで、議会でれんこん村が何度も批判され、困っている」、「市からもれんこん村から家主を説得するように何度も言われ、活動が滞って困っている」と連絡があり、昨日、今までの経緯を確認しました。

議会で農地法違反の指摘を受けた土地は、私の代になって、一度も農業委員会から指摘を受けたことがなく、また、この土地について賃借人との賃貸契約があるわけではないので、農地法違反があるか否かについては、過去の賃借人にも何ら説明してきていません。それなのに、なぜ賃借人であり、私の顧客であるれんこん村が農地法違反の加害者でもあるような扱いを受けているのか、信じられませんでした。

議会での指摘や市のやりかたは、私に対する「営業妨害」であり「名誉毀損」です。なぜ、私に直接連絡をくれないのでしょうか。なぜ、どこがどのような違反なのか私に教えてくれないのでしょうか。当人である私は、全く説明を受けていないのです。

### 2. 私が市への問い合わせをした経緯と現状

私は、賃借人であるれんこん村からの苦情を受け、11月2日（木）午後2時に、子育て支援課に電話し、「文書で説明を送ってくれるように」と伝えましたが、何日経っても送られてきません。子育て支援課は「家主さんの連絡先がわからないから、れんこん村から家主さんに伝えてくれ」と、またもや賃借人を通して言ってきました。農地の住所もわかっているし、賃借人と私との賃貸契約書も市は持っているのですから、市は連絡をとる手段がありながら、直接言ってきました。

やっと、11月16日の午後5時半に市の子育て担当から電話がありました。なぜ農地担当から連絡が来ないのか不思議ではありましたが、私も仕事がありますので、農地法違反の改善点について文書で説明を現在求めているところです。

### 3. 議会で取り上げている山岡議員と私の関係

10年以上前、私の身近なところで、農地に農機具小屋を建てて農地法違反になった事例がありました。私は、自分も農地法違反をしてはならないと思い、専門家に相談することにしました。

山岡議員が愛西市を退職し、行政書士事務所を開設されていました。私は、平成23年頃、当時の地元区長である八木さんからの紹介で、この農地が農地法違反になるかどうかの判断を仰ぐために相談に行っています。れんこん村に賃貸する前のことです。この間、山岡議員からはご指導もないだけでなく、業務上得た私の個人情報も私の了解もなく、平成28年9月20日の決算特別委員会で突然取り上げ、更に令和3年9月議会でも扱うことは、「行政書士守秘義務違反」にあたり、私の顧客（借借人）を非難する行為は、私への「営業妨害」にあたるのではないのでしょうか（弁護士に相談したところ、私の名前を公表していなくても「守秘義務違反」となると助言を受けた）。

議員であるなら、議会で取り上げる前に、私へ助言をし、改善の指導を下さるのが筋ではないでしょうか。また、こうした発言に制止も掛けず認めている愛西市議会の運営にも抗議し、改善を求めます。議員だからとか、議会だからとか、事実だからとか、思っていることを何を言っても良いわけではありません。そんなことは、子どもでもわかることです。今回のことは、福祉サービスを展開している借借人への「営業妨害」でもあると思います。

また、このときの委員会で、市は「農地の転用がされていないことは把握している。弁護士に見解を聞いたが、登記地目を借り手のNPO法人にその把握を求めるのは無理であって、NPO法人をとがめることはできない。また、市がその地主に地目変更の要求をする必要もないという、弁護士から答えを頂き、今に至っているという状況だ」と答弁しています。このような答弁がされているのに、なぜ同じことが繰り返し質問されるのか不思議でしかたありません。

### 4. 市の解決方法はまちがっています

当事者は私です。何度も言いますが、私の代になってから、一度も市からの指導は受けていません。上記の山岡議員による農地法違反の指摘が議会であったことも昨日、れんこん村からはじめて聞きました。そのときの市の対応は、「議会直後に市が来て、現場の測量等をしていったが、その後、何ら連絡がなかったのも、問題なかったと思い、地主さんにも連絡をしなかった」とのことです。

今回対応しているのは、子育て支援課です。28年9月議会で答弁したのも、子育て支援課です。おわたった話を、なぜ、子育て支援課がまた対応しているのでしょうか。

指摘を受けている農地の面積は、小さな面積です。農地面積により、法違反か否かの判断も違ってくるはずですが、なぜ、詳しい農地担当が解決にあたらないのでしょうか。

私の想像が間違っているかもしれませんが、私の農地のような小規模の農地法違反を是正させるしくみが愛西市にはないのではないのでしょうか。同様な事例が、愛西市には何件ほどあり、解決をどのようにしているかについても教えて下さい。市から文書を頂

くことになっているので、併せてこの件も教えて下さい。

農業委員会が、私に直接説明し解決すべきにも関わらず、私の顧客先（借借人）に解決させようとしたり、子育て支援課に解決させようとするのは、本末転倒です。

市は借借人であるれんこん村に「地主に農地法違反を解決させなければ、事務所の移転も考えねばならなくなるかもしれない。だから穏便に済ませるためにれんこん村が地主を説得したほうがよい。市が出ていってもめるといけないから・・・」と言われたとも聞いています。議会でもNPOには責任がないと言っています。そして、れんこん村に農地法がわかるわけがありません。更に「農地法がわからないなら、れんこん村が農地担当課に言っけて聞くように」とも指示があったと報告を受け、借借人がかなり困っていることも知り、大変申し訳ない気持ちでいっぱいです。

## 5. れんこん村と契約した経緯と今後について

今、れんこん村に賃貸しているのは、長屋です。長屋の賃貸契約は、部屋単位でできており、れんこん村とも同様の形態で契約を結んでいます。この点についても、現在子育て支援課から繰り返し問い合わせを受けていることも、れんこん村から聞きました。

ずっと、このように契約をしてきていますが、何か問題があるのでしょうか。契約相手はNPOであり、民間企業ではありませんので、地域福祉に貢献してほしいとの願いから賃料にも便宜を図り、無償提供しているものもあります。安価で契約していることは、市も承知していることではありませんか。NPOに対し無償提供は禁止されており、無償提供部分まで契約が必要と市はお考えなののでしょうか。また、私がどこに寄付をしているのか、市が把握する権利がどこにあるのでしょうか。報告義務があるのでしょうか。

また、NPOには厳しい「NPO法」があり、公開しなければならないことは法律で決められており、法令遵守で公開されているのではありませんか。必要以上に報告を求めることは、人権侵害です。私を丸裸にするのはやめて頂きたい。

私は、れんこん村に低額で賃貸していることは、結果として市へ貢献していると、ずっと思ってきました。しかし、このような対応をされれば、市へ協力する気持ちも萎えてしまいます。

れんこん村は、市内の貧困世帯、高齢者世帯、ひとり親世帯などにきめ細やかな支援を行い、地域に根付き、地域では必要な団体です。頭が下がるこの活動を、市も議会も把握していないのでしょうか。私としても、福祉に貢献したいと日頃から思っており、外国人支援などの活動もしています。福祉活動を支え支援していくのが、市・議会・議員の役割ではありませんか。「愛西市は一体どうなっているんだろう。貴重なNPOを潰そうとしているのだろうか。そのようなことになったら困るのは支えられている人たちだ。」と、今回の件でこのような感想を持ってしまいました。

現在、どこがどう違反しているのか、どこをどのように改善していったらいいのかの説明もないので、私には何もできない状況なのです。私は、説明を受けた後、解決策については市と話し合っけて決めていく所存です。今までも、道路拡幅等でも市に協力もして

きました。自分が地域貢献しているから農地法違反を大目に見てくれと言っているのではないのです。きちんとしたルートで解決しない市と議会に納得がいかないのです。

農地法違反は私と農業委員会の問題です。話し合いながら、NPOの活動に支障がないような解決をしたいのです。

非営利活動をするNPOを支えるのは市民の役割です。

そして、地域福祉のためにと、空き地や使っていない家屋の提供をしているのは私です。NPOが持続可能な活動を継続するために、有償ボランティアによる運営が不可欠であり、そのために寄付や提供を受けながら運営することは、当たり前の姿です。

議会におかれましては、この文書を至急議員全員に配布頂き、これ以上、私の善意から起きたことが、賃借人であるNPOに迷惑や負担を掛けることは控えて頂くことを要望します。

以上、経緯及び今後の考え方を報告しましたので、改善をよろしくお願いします。

以上